三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百七号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　団体の名称及び住所

一般社団法人中小企業個人情報セキュリティー推進協会

滋賀県大津市打出浜13番8号

二　認定を受けた日

平成二十九年四月十一日

○経済産業省告示第百八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十条第二項において準用する第二十一条の規定による届出があったので、同法第四十六条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十九年五月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

㈠　外国登録検査機関の名称　寧波中盛産品検測有限公司

㈡　変更前の事業所の名称及び所在地　寧波中盛産品検測有限公司　中華人民共和国浙江省寧波市柳汀街318号

㈢　変更後の事業所の名称及び所在地　寧波中盛産品検測有限公司　中華人民共和国浙江省寧波市高新区清逸路66号検測認証園区A棟

㈣　変更年月日　平成二十九年五月一日

○国土交通省告示第三百八十七号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月一日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇〇六四号	野村　治彦	三重県	平成二十九年四月十七日	秋田船川水先区
第二〇〇〇六五号	磯飛　武	栃木県	平成二十九年四月十七日	東京湾水先区
第二〇〇〇六六号	渡邉　憲史	東京都	平成二十九年四月十七日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇六七号	齊藤　慶介	福岡県	平成二十九年四月十七日	内海水先区

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月一日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分六丁目九六四番一から同市国分一丁目九四九番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年五月一日

○関東地方整備局告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百九十八号　市川市国分六丁目九六四番一から同市国分一丁目九四〇番一二地先まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年五月二日

○北陸地方整備局告示第五十二号

信濃川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十三年五月十三日付けで告示された建設省告示第千四百二十九号を次のように改める。

関係図面のうち、第旧六号図から第旧七号図までを次のように改める。

その関係図面は、北陸地方整備局及び同局信濃川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

（図面省略）

○中部地方整備局告示第六十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条の規定により、昭和五十一年三月十七日付建設省告示第四百十七号による河川予定地の土地のうち、次の土地の指定を廃止する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局天竜川上流河川事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

次の（一）の河川に係る（二）の字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（図面省略）

（一）　河川

天竜川左岸（八）　長野県下伊那郡松川町大字生田字福沢五百四十七番の五地先から同町同大字同字五百五十五番の一地先まで

（二）　字

（八）　松川町大字生田字福沢

○北海道開発局告示第百十号

天塩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日建設省告示第八百三十一号を次のように改める。

関係図面のうち、第八十三号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局旭川開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月一日

北海道開発局長　今　日出人

（図面省略）